

## 亀山市選挙管理委員会告示第13号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の場所及び設置期間を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項による読替後の同法第41条第1項の規定により告示する。

令和8年1月27日

亀山市選挙管理委員会  
委員長 山内 秀喜

### <期日前投票所>

- 1 亀山期日前投票所 亀山市役所 1階 小会議室
- 2 関期日前投票所 亀山市関支所 1階

### <設置期間>

令和8年1月28日（水）から令和8年2月7日（土）まで